

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針

(目的)

第1条 この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)その他関係法令等に基づき、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉及び動物実験の安全にも配慮した適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験の実施に当たっては、法、飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。**Replacement**)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。**Reduction**)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。**Refinement**)を図ることを原則として、適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この指針の用語の意義に関しては、「飼養保管基準」に準じ、次の定義によるものとする。

- (1)「実験動物」とは、実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (2)「動物実験」とは、学術研究及び教育又は生物学的材料採取及び製造のために、動物を拘束し、なんらかの処置を加えることをいう。
- (3)「施設」とは、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学の動物実験室、動物飼育室及び資料倉庫をいう。
- (4)「管理者」とは、実験動物及び施設の管理責任者をいう。
- (5)「実験者」とは、学長の許可を受け動物実験を行うものをいう。
- (6)「飼養者」とは、管理者等の指示により実験動物の飼養及び保管又は実験補助に当たる者をいう。

(適用範囲)

第4条 この指針は、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学において行われる実験動物の生体を利用する全ての動物実験に適用する。

(責務)

第5条 学長は「機関内規程の策定」「動物実験委員会の設置」「動物実験計画の承認」「動物実験計画の実施の結果の把握」「教育訓練の実施」「基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証」「情報公開」について適正な動物実験の実施に必要な措置を講じる責務を有すると共に本学における動物実験の実施に関する最終的な責任を有する。

(施設及び設備)

第6条 動物実験を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、繁殖、飼育及び保管については、原則として施設内において行うものとする。

- 2 実験動物の飼育設備は、動物の生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

(実験計画の立案)

第7条 実験者は、動物実験計画の立案に当たっては、必要に応じて管理者の意見を求めたり、第13条に規定する動物実験委員会の助言に従うこと等により、有効適切な実験を行えるように努め、無用な実験を避けなければならない。また、実験動物以外の系に求める等、実験動物を使わない方法によるように努めなければならない。

- 2 実験者は、使用する動物の遺伝学的及び微生物学的品質を検討し、かつ、導入後の飼育条件を考慮することによって感染症等の防止に努め、必要最小限の動物数によって最大の効果が上げられるように努めなければならない。また、微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。
- 3 実験者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を検討しなければならない。
- 4 実験者は、動物実験を行おうとするときは、あらかじめ動物実験申請書(兼計画書)(別紙様式1)を学長に提出し承認を受けなければならない。
- 5 学長は実験者から提出された動物実験計画について、動物実験委員会の審議を経て承認を与え、又は与えないものとする。

(実験動物の検疫)

- 第8条 実験者は、実験動物の施設への導入に当たって、実験者、飼育者及び他の実験動物への感染及び汚染を防止するため、必要に応じて動物検疫を行わなければならない。ただし、これらの作業は、管理者に委嘱できるものとする。
- 2 適正な健康管理がなされている実験動物生産者の動物を導入する場合には、生産者が添付した微生物学的モニタリング成績をもって動物検疫に代えることができるものとする。
 - 3 実験者は、感染、非感染のいかんにかかわらず、健康でない動物を実験に供してはならない。また、この適否は、管理者の判断に従わなければならない。

(実験動物の飼育管理)

- 第9条 管理者、実験者及び飼養者は、協力して施設、設備等の適切な維持、管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い、実験動物の健康と安寧保持に努めなければならない。

(実験操作)

- 第10条 実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(実験終了後の処置)

- 第11条 実験者は、実験を終了若しくは中止した実験動物を処分するに当たっては、できる限り苦痛を与えない方法で速やかに行わなければならない。
- 2 実験者は、前項により処分された実験動物の死骸等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による感染汚染等の防止に努めなければならない。
 - 3 第1項によらず死に至った実験動物の死骸等についても、前項と同様の処置を講じなければならない。
 - 4 実験者は学長に対し動物実験の終了後、動物実験の履行結果について報告しなければならない。(別紙様式2)

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

- 第12条 物理的、化学的、生物学的に危険な物質(放射性物質、放射線、病原体、組換えDNA、発癌物質、変異原生物質、その他の安全性未確認物質等)を取扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により飼育動物が障害を受け、実験結果のデータの信頼性が損なわれることのないよう十分な配慮をしなければならない。また、必要な場合には、管理者の判断を求めるものとする。

- 2 危険物質を取り扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた施設、設備を使用し、定められた安全規則に従わなければならない。また、必要な場合には、管理者の判断を求めるものとする。

(動物実験委員会の設置)

第 13 条 学長からの諮問を受け本規程の適正な運用を図り、次に掲げる事項について調査、審議するため動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 動物実験計画の審議
- (2) 動物実験計画の実施の結果に関する審議
- (3) 教育訓練計画の策定
- (4) 動物実験に係る自己点検・評価
- (5) その他動物実験の適正な実施に関し学長から諮問される事項の審議

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育訓練)

第 14 条 学長は実験者等の動物実験に携わる者に対し、適正な動物実験の実施及び適正な実験動物の飼養、保管を行うために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施等の資質向上のために必要な措置を講ずる。

(自己点検・評価及び検証)

第 15 条 学長は本学において実施された動物実験について基本指針、本規程並びに関連法規等への適合性に関し、定期的に自己点検・評価及び検証を行い透明性の確保に努めるものとする。

(情報公開)

第 16 条 学長は本学における動物実験に関する情報について年報等において公表する。

(英名表示)

第 17 条 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針の英名表示は、「Kyushu Nutrition Welfare University and Higashichikushi Junior College Guideline for Animal Experimentation」とする。

附 則

- 1 この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改訂指針は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

動物実験申請書(兼計画書)

平成 年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学
学長 殿

(実験者)
所属・職名
氏 名 印

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針第7条の規定
に基づき、下記の通り申請します。

学科長の印	
-------	--

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
実験課題名			
実験実施者	氏 名	職 名	電話番号
主たる実験者			
共同実験者 ・飼養者等			
実験実施場所	<input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> その他()		
動物飼育場所	<input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> その他()		
実験予定期間	実験開始後 日・週・月・年間		
実験目的(実験の目的・意義・価値等について具体的に記入してください)			

実験方法（動物に与える苦痛や影響の程度を具体的に記入してください）
使用動物種及び系統名 使用数 処置方法 処置による動物への影響
安楽死法
<input type="checkbox"/> 過麻酔（方法・薬剤名等） <input type="checkbox"/> 頸椎脱臼 <input type="checkbox"/> 後頭部殴打 <input type="checkbox"/> 断首 <input type="checkbox"/> その他（）
苦痛の程度、苦痛の軽減・排除方法及び保定・拘束時間について
<input type="checkbox"/> 苦痛とは関係がない実験 <input type="checkbox"/> 許容せれる苦痛の範囲内である <input type="checkbox"/> 許容される苦痛の範囲を越えるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除方法がない （実験目的又は実験方法の記入欄にその理由を記入すること） <input type="checkbox"/> 手術等の処置を行うときは麻酔を行う（麻酔方法） <input type="checkbox"/> 許容された苦痛の範囲を越えたときには安楽死させる <input type="checkbox"/> 短時間の保定又は拘束であるので特に問題はない（保定又は拘束時間）時間） <input type="checkbox"/> 実験の都合上長時間（24時間以上）の保定又は拘束はやむをえない （実験目的又は実験方法の記入欄にその理由を記入すること） <input type="checkbox"/> その他（）

別紙資料の倫理基準カテゴリーに対する自己判断	A	B	C	D	E
代替手段（培養細胞、微生物、コンピュータシミュレーションによる方法など）によらずに生きた動物を使用する理由は次のどれに該当しますか					
<input type="checkbox"/> 代替手段がない <input type="checkbox"/> 代替手段では精度が不十分 <input type="checkbox"/> 代替手段では経費が大きすぎる <input type="checkbox"/> その他（ ）					
投稿予定の雑誌について（予定している雑誌について記入してください）					
1 投稿予定の雑誌が示す論理規程をクリアできるかどうかの自己判断 <input type="checkbox"/> クリアできる <input type="checkbox"/> クリアできない 2 要求される証明書の内容					

審査結果記入欄

平成 年 月 日受付	審査番号
判定 <input type="checkbox"/> 計画通りでよい <input type="checkbox"/> 計画の一部変更が必要である <div style="text-align: right;">動物実験委員会委員長 氏名 印</div>	
意見	
承認年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> この計画を承認する。 <input type="checkbox"/> この計画は承認できない。 <div style="text-align: right;">九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学学長 氏名 印</div>	

倫理基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた生物医学実験の分類表

カテゴリー	○カテゴリーA 生物を用いない実験 あるいは植物、細菌原虫、または無脊椎動物を用いた実験	○カテゴリーB 脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われるもの	○カテゴリーC 脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み(短時間持続する痛み)を伴う実験	○カテゴリーD 脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験	○カテゴリーE 麻酔していない意識のある動物を用いて動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置
処置例	<ul style="list-style-type: none"> ○生化学的、植物学的・微生物学的研究 ○無脊椎動物の研究 ○組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究 ○屠場から得られた組織を用いた研究 ○発育鶏卵を用いた研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○実験の目的のために動物をつかんで保定すること ○あまり有害でない物質を注射したりあるいは採血したりするような簡単な処置 ○動物の体の検査をすること ○深麻酔により意識がない動物を用いた実験 ○短時間(2～3時間)飼料や水を与えないこと ○標準的な安楽死法で瞬間的に殺処分できる場合、例えば、大量の麻酔薬の投与、軽く麻酔をかけた沈静状態に陥った動物を断首することなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ○麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること ○行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間ストレスを伴う保定を行うこと ○フロイントのアジュバンドを用いた免疫 ○苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激 ○麻酔状態における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動学的実験において、故意にストレスを加えること ○麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの ○苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処理 ○苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合 ○長時間(数時間あるいはそれ以上)にわたって動物の体を保定すること ○母親を処分して代理の母親を与えること ○攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損害させること ○麻酔薬を使用しないで痛みを与えること、例えば、毒性試験において、動物を死に至らしめる場合 ○動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること、つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合、例えば、放射線障害を引き起こすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など 	<ul style="list-style-type: none"> ○手術をする際の保定のため、麻酔薬を使わずに、筋弛緩剤あるいは麻痺性薬剤、例えば、サクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用をもつ薬剤を使うこと ○麻酔していない動物に、重度の火傷や外傷をひきおこすこと ○精神病のような行動を起こさせること ○家庭用の電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと ○避けることのできない重度のストレスを与えること ○ストレスを与えて殺すこと
備考	<p>☆無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。したがって、無脊椎動物も人道的に扱わなければならない。</p>		<p>☆カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、いろいろな配慮が必要になる。</p>	<p>☆カテゴリーDに属する実験を行う場合には、研究者は、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、別の実験計画を考察する責任がある。</p>	<p>☆カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。</p>

(注) この分類表は「動物福祉のためのサイエンティストセンター」が、各研究機関の「動物実験に関する指針」のなかに組み込むように勧告したものです。この内容は、アメリカ及びカナダの実験動物に関する法律に則っており、アメリカ及びカナダの学会の論文に投稿した際に、チェックの基準になるものと思われます。特に、カテゴリーEに属する大部分の処置は、アメリカ及びカナダの法律によって禁止されております。

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

平成 年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学
学 長 殿

(実験者)
所属・職名
氏 名 印

平成 年 月 日付にて申請し、平成 年 月 日承認（審査番号 号）
された「実験課題名： 」の動物実験計画を下記のとおり、
変更・追加したいので承認申請いたします。

記

1. 変更・追加事項

* (実験内容, 主たる実験者, 使用動物種の変更は「動物実験申請書(兼計画書)」を新に提出すること。)

①共同実験者、飼養者の変更・追加

--

②その他

--

2. 変更・追加等の理由

--

3. 動物実験委員会の本実験（変更・追加）計画に対する意見

(判 定) <input type="checkbox"/> 変更申請は妥当である。 <input type="checkbox"/> 変更申請は一部修正が必要である。
(意 見)
動物実験委員会委員長 印

4. 学長承認欄

承認年月日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> この実験（変更・追加）計画を承認する。
<input type="checkbox"/> この実験（変更・追加）計画は承認できない。
九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学 学長 印

別紙様式 2

動物実験結果報告書

平成 年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学
学 長 殿

(実験者)
所属・職名
氏 名 印

平成 年 月 日付にて申請し、平成 年 月 日承認(審査番号 号)
された「実験課題名： 」の動物実験については下記の通り
(完了・中止)したので、その結果を報告いたします。

記

1. 実験(完了・中止)年月日	年 月 日
2. 実験の結果 (該当項目にマークし、その 概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(注) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
3. 成果(予定を含む) (得られた業績:(例)発表 した学会、雑誌論文、紀要 等あれば記載)	
4. 使用動物種・数	<input type="checkbox"/> マウス 匹 <input type="checkbox"/> ラット 匹 <input type="checkbox"/> モルモット 匹 <input type="checkbox"/> ウサギ 匹 <input type="checkbox"/> その他() 匹
5. 残存実験動物種(系統)匹数 動物の処分年月日・処分方法	残存実験動物種(系統)匹数: 匹 動物の処分年月日: 年 月 日 処分方法:
6. 特記事項	

(注)「動物実験計画(変更・追加)承認申請書」又は「動物実験申請書(兼計画書)」(再申請分)が提出されていること。